

入札公告

平成28年度 高崎公共職業安定所における駐車場交通誘導警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、会計法第29条の3及び予算決算及び会計令第74条に基づき公示する。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成28年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成28年 2月 8日

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 小島 悟司

1. 調達内容

(1) 件名

平成28年度 高崎公共職業安定所における駐車場交通誘導警備業務委託

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期限

入札説明書による。

(4) 履行場所

高崎公共職業安定所駐車場 (高崎市北双葉町5-17及び高崎市栄町137-1・133)

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加に必要な資格

- (1) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「関東・甲信越地域」において「役務の提供等」のB、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない者であること。
- (5) 商法その他法令の規定に違反した営業を行った者でないこと。
- (6) 資格審査書類及び添付書類に虚偽の事実を記載した者でないこと。
- (7) 警備業法第4条の認定を都道府県公安委員会から受けている者であり、かつ、警備賠償保険に加入している者であること。

3. 入札者に求められる義務等

- (1) 本競争の参加資格者は、2に掲げる競争参加資格を証明するための書類を提出し、支出負担行為担当官から「競争参加資格確認通知書」の交付を受けなければならない。
- (2) 開札の前日までの間において、支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階
厚生労働省群馬労働局総務課会計第一係 担当：八木 電話 027(896)4732

(2) 入札説明書の交付方法

- ① 交付日時 平成28年2月8日(月)から平成28年2月29日(月)までの土・日曜、祝日及び公休日を除く午前8時30分から午後5時00分まで
- ② 交付場所 上記4の(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札の日時及び場所

場 所 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7階
群馬労働局 701会議室
日 時 平成28年3月15日(火) 午前10時00分

(4) 審査資料(入札参加)の提出期間、提出場所

- ① 提出期間 平成28年2月8日(月)から平成28年3月1日(火)
ただし、土・日曜、祝日及び公休日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。
なお、平成28年3月1日(火)のみ正午12時00分までとする。
- ② 提出場所 上記4(1)に提出する。
- ③ 入札書の提出は持参、電子調達システムによることとし、郵送、電送は認めない。

(5) 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加資格の確認は、入札資料提出後行うものとし、その結果は「競争参加資格確認通知書」により、平成28年3月9日(水)までに通知する。

5. 公告期間

平成28年2月8日(月)から平成28年2月29日(月)まで

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(3) 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第2項及び100条の3第3項により免除

(4) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) 契約書の作成の要否

会計法第29条の8及び予算決算及び会計令第100条により行う。

(7) その他 詳細は入札説明書による。

(8) 履行期間は平成28年4月1日からとし、契約締結日は平成28年4月1日とする。

ただし、平成28年4月1日までに平成27年度予算(暫定予算を含む)が成立しなかった場合は、契約締結日は平成28年4月2日以降に成立した日とする。

(9) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする

以上公示する。